

一般国道 464 号 北千葉道路
(市川市～船橋市)
環境影響評価書

要 約 書

令和 2 年 1 1 月

千 葉 県

— 要 約 書 目 次 —

第1章 都市計画対象道路事業の名称.....	1-1
第2章 都市計画決定権者の名称.....	2-1
第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）.....	3-1
3.1 都市計画対象道路事業の目的.....	3-1
3.2 都市計画対象道路事業の内容.....	3-3
3.2.1 都市計画対象道路事業の種類.....	3-3
3.2.2 都市計画対象道路事業実施区域の位置.....	3-3
3.2.3 都市計画対象道路事業の規模.....	3-10
3.2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数.....	3-10
3.2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度.....	3-10
3.2.6 その他の都市計画対象道路事業の内容.....	3-10
3.3 その他の都市計画対象道路事業に関する事項.....	3-30
3.3.1 都市計画対象道路事業の経緯.....	3-30
3.3.2 計画段階環境配慮書以降環境影響評価準備書までの経緯.....	3-33
3.3.3 環境保全への配慮事項.....	3-34
第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）.....	4-1
4.1 自然的状況.....	4-1
4.2 社会的状況.....	4-4
第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果.....	5-1
第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解.....	6-1
第7章 計画段階環境配慮書についての意見と都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.1 計画段階環境配慮書についての一般の環境の保全の見地からの意見と 都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.2 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解.....	7-4
第8章 環境影響評価方法書についての意見と都市計画決定権者の見解.....	8-1
8.1 方法書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する 都市計画決定権者の見解.....	8-1
8.2 方法書について千葉県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解.....	8-6
第9章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測 及び評価の手法.....	9-1
9.1 専門家等による技術的助言.....	9-1
9.2 環境影響評価の項目.....	9-2
9.3 調査、予測及び評価の手法.....	9-4
第10章 都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価.....	10-1
第11章 事後調査.....	11-1
11.1 環境影響評価法に基づく事後調査.....	11-1
第12章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の委託先.....	12-1

第 13 章 環境影響評価準備書についての意見と都市計画決定権者の見解.....	13-1
13.1 準備書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する 都市計画決定権者の見解.....	13-1
13.2 準備書について千葉県知事の意見の概要及びそれに対する 都市計画決定権者の見解.....	13-13
第 14 章 国土交通省関東地方整備局長及び都市計画同意権者の意見と 都市計画決定権者の対応.....	14-1

本書に使用する地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 5 万分の 1 地形図を複製したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R1JHL 1025）
なお、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。